

# エンタープライズ・コラボレーション・ネットワーク・フォーラム

## 規約

### 第1条（名称）

本フォーラムは「エンタープライズ・コラボレーション・ネットワーク・フォーラム（英文名：Enterprise Collaboration Network Forum。略称：enNetforum）」（以下、「本フォーラム」という。）と称する。

### 第2条（目的）

本フォーラムはユーザ企業のコラボレーション（協同）と、ベンダ、サービス提供者とのコミュニケーションにより、次世代企業ネットワークの実現を目指すことを目的とする。

### 第3条（事業内容）

本フォーラムは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- （1）フォーラムホームページの開設および情報公開
- （2）フォーラム会合の設置および運営
- （3）分科会の設置および運営
- （4）オープンラボの設置および運営（予定）
- （5）上記活動の成果報告書の作成および提供
- （6）その他、第2条の目的を達成するために必要な事業

### 第4条（会員）

本フォーラムの会員は、A会員、B会員および特別会員とする。各会員の資格は、本フォーラムの目的に賛同するとともに、以下の条件を満たすこととする。

- （1）A会員は、情報通信システムのユーザであり、かつB会員に該当しない企業法人またはその法人に属する個人とする。
- （2）B会員は、コンピュータ、ルーターまたはソフトウェアの販売ないしは企業、国または地方公共団体の情報システムの構築を主たる事業とする法人またはその法人に属する個人とする。
- （3）特別会員は、国、地方公共団体、公益団体、大学またはそれらに準ずる団体またはその団体に属する個人で、運営委員会が認めた者とする。

### 第5条（権利と義務）

- （1）会員は、本フォーラムが作成した会員向け資料の提供を受けることができる。
- （2）会員は、本フォーラムが、第3条で定める事業を行うために意見または情報の収集への協力及びそれらに準ずる協力を求めた場合には、可能な範囲で協力する。

### 第6条（入会）

本フォーラムの会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を事務局に提出し、運営委員会の承認を得なければならない。

#### 第7条（退会）

会員が本フォーラムを退会しようとするときは、別に定める退会届を事務局に提出しなければならない。

2 会員が次の各号の一に該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 法人又は団体が解散又は破産したとき
- (2) 会費を1年以上納入しないとき

#### 第8条（会費）

(1) A会員及びB会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

ただし、以下の場合で、当会員が希望し、かつ会長が承認した場合には会費を無料とする。

ア 運営委員をつとめるもの

イ 本フォーラムへの評価用機器の貸与、分科会への技術者の派遣、その他、本フォーラムの活動に、寄与するもの

(2) 特別会員は、無料とする。

(3) 次年度の会費については、運営委員会にて決定し、年度開始前に事務局から会員に速やかに通知する。

#### 第9条（会長）

本フォーラムに、会長1名を置く。初年度の会長は、東京工科大学相磯秀夫学長とする。

次年度以降の会長については、運営委員会において選任する。ただし、再任を妨げない。

#### 第10条（運営委員長および監事）

(1) 本フォーラムに運営委員長1名を置き、運営委員会で運営委員の互選により選任する。

(2) フォーラムに監事1名を置き、運営委員会において選任する。

(3) 監事は、フォーラムの会計を監査する。

#### 第11条（運営委員会）

(1) 本フォーラムに運営委員会を置く。運営委員会は、委員長が召集し、運営する。

(2) 運営委員会は、運営委員長、運営委員および事務局の長により構成する。

(3) 運営委員会は、次の事項を審議、決定する。

ア 入会の審査

イ フォーラム会合の企画

ウ その他、運営委員長が本フォーラムの事業に関し必要と認める事項

(4) 運営委員は、運営委員会の承認により追加することができる。

#### 第12条（事務局）

(1) 本フォーラムの事務処理のため事務局を置く。

(2) 事務局は会長が統括する。

#### 第13条（分科会）

(1) 本フォーラムは、第3条に基づき、運営委員会の審議を経て会長の承認により分科会を設置することができる。

( 2 ) 分科会には主査を置く。主査は、会員のうちから運営委員会の審議を経て会長が指名する者とし、分科会を運営する。

( 3 ) 分科会の構成および運営方法等については、主査が定めるところによる。

#### 第 1 4 条 ( 会計年度 )

会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月末日までとする。

ただし、設立年度における会計期間は、設立の日から平成 1 6 年 3 月末日までとする。

#### 第 1 5 条 ( その他 )

本規約に定めるものの他、本フォーラムの運営に必要な事項は運営委員会において定める。

#### 附則

##### 第 1 条 施行期日

この規則は、平成 1 5 年 1 0 月 3 日から、施行する。

# エンタープライズ・コラボレーション・ネットワーク・フォーラム

## 平成15年度年会費に関する細則

エンタープライズ・コラボレーション・ネットワーク・フォーラム（以下、「本フォーラム」という。）の平成15年度年会費については、無料とする。

# エンタープライズ・コラボレーション・ネットワーク・フォーラム

## 運営委員会規程

### 第1条（目的）

本規程は、エンタープライズ・コラボレーション・ネットワーク・フォーラム規約第11条に基づき設置する運営委員会の運営に関する必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2条（運営委員会の開催等）

運営委員会は、原則として毎月1回開催するものとする。

- 2 運営委員会は、運営委員長が緊急と認めた議事について、定められたメーリングリストによって審議および議決を行うことができる。

### 第3条（定足数）

運営委員会は、運営委員の2分の1以上の出席をもって成立とする。

- 2 第2条の2による審議および議決においては、運営委員の2分の1以上の投票をもって成立とする。

### 第4条（議決）

運営委員会の議事は、出席した運営委員の過半数をもって決し、可否同数のときは運営委員長の決するところによる。

- 2 運営委員会がメーリングリストによる審議および議決を行う場合、運営委員長の指示により事務局が投票期間および議事を明示したうえでメーリングリストによる投票を要請し、運営委員の過半数の賛成をもって決する。

### 第5条（規約の変更）

この規約の変更は、運営委員会の議決を経て行うこととする。

附則 この規程は、平成15年10月3日から施行する。